

石渡社会保険労務士事務所便り



連絡先：〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321

電話：090-3805-5701 FAX：03-5460-7421

<https://www.ishiwatasoffice.com/>



「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」(経済産業省)が公表されています

◆背景と概要

わが国においては、超高齢化が進行し、社会・経済の主たる担い手である生産年齢人口が減少しています。そうしたなか、仕事に就きながら家族の介護にも従事する、いわゆる「ビジネスケアラー」の問題が顕在化・深刻化しています。こうしたビジネスケアラーは 2030 年時点で約 318 万人となると予想されています。

従業員の仕事と介護の両立が困難になると、生産性の低下や介護離職につながります。こうした状況は、個々の企業にも打撃を与え、例えば中小企業においては1社あたり年間 700 万円以上の損失につながると試算されています。

以上の状況をうけ、経済産業省は「全ての企業の協力が必要」とし、3月 26 日、企業経営層を対象として、仕事と介護の両立支援の意義や進め方などをまとめたガイドラインを公表しました。

◆主なポイント

このガイドラインでは、各企業が法律により義務付けられた措置を講ずることを前提として、「全企業が取り組むべき事項としての『3つのステップ』」、「企業独自の取組の充実」、そして「外部との対話・接続を通じた両立支援の促進」を、「企業における介護両立支援の全体像」としてまとめています。

なかでも、「全企業が取り組むべき事項としての『3つのステップ』」としては、①「経営層のコミットメント」(経営者によるメッセージ発信や推進体制

の整備など)、②「実態の把握と対応」(社内の状況把握や指標設定など)、そして③「情報発信」(従業員に向けた「プッシュ型」での情報提供や相談先の明示など)を挙げています。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【経済産業省「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」を公表します】

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240326003/20240326003.html>

「過労死等の防止のための対策に関する大綱(素案)」が示されました

働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が建設業と運送業、医師の職種にも適用されることを受け、「過労死等の防止のための対策に関する大綱(素案)」が示されました。

◆過労死等の再発防止対策、フリーランスへの取組等を推進

- ① 令和6年4月に全面適用となった時間外労働の上限規制の遵守を徹底
- ② 繰り返し過労死等が発生させた企業に対し、労働局長から「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求めるなど原因究明および再発防止の指導を強化
- ③ 勤務間インターバル制度の企業における取組みを波及させるため産業医に周知を図るとともに、同制度の導入の必要性を感じていない企業に対する周知を行う
- ④ フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後は履行確保を行うとともに、個人事業者等自身による定期的な健康診断の受診等の健

健康管理および個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、注文者等による期日設定等に関する配慮等の取組みを促進

◆労災事案分析、労働・社会分野の調査研究内容を充実

- ① 芸術・芸能分野を重点業種等に位置付け
- ② フリーランス、高齢者、労働時間把握が自己申告制である労働者など、働き方や就労環境、属性等に焦点を当てた調査を実施
- ③ 過労死等の危険因子や疾患との関連の解明等の研究や、過労死等事案の分析から得られる成果および国内外の最新知見に基づき、事業場における過労死等防止対策を支援するツール開発と効果検証等を一体的に実施
- ④ 過労死等事案についてハラスメント防止措置状況を可能な範囲で分析
- ⑤ 調査研究の成果やその他の過労死等に関する国内外の最新情報について、専用ポータルサイトを通じて公表

◆実効ある対策に資する数値目標を追加設定

- ①労働時間について重点業種等に着目した重点的な取組みを明記
- ②勤務間インターバル制度について導入効果が高いと考えられる企業等に着目した数値目標を設定
- ③公務員についても目標の趣旨を踏まえ、各職種の実態に応じた実効ある取組みを推進

長時間労働是正の一環として対策を進めましょう。

【厚生労働省「「過労死等の防止のための対策に関する大綱(素案)について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001228535.pdf>

「令和5年中小企業実態基本調査(速報)」が公表されました

中小企業庁は3月29日、「令和5年中小企業実態基本調査(令和4年度決算実績)」の速報を公表しました。この調査は中小企業の財務情報、経営情報などの把握を目的に、業種横断的な実態調査として毎年行っているもので、今回は20回目となります。「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業」「小売業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計11産業の中小企業から調査対象約11万社を無作為に抽出して実施しています。今回の調査は、有効回答45,723社(有効回答率41.7%)を基に推計しています。

◆1企業当たりの売上高・経常利益・従業員数はいずれも増加

企業当たりの売上高は2.1億円(前年度比15.9%増)、経常利益は978万円(同12.4%増)、従業員数は10.0人(同8.3%増)といずれも増加しています。

産業別で見ると、売上高は全11産業で増加し、経常利益は「不動産業、物品賃貸業(前年度比27.8%増)」「小売業(同25.3%増)」など9産業で増加。従業員数は「サービス業(他に分類されないもの)」が前年度比21.7%増、「運輸業、郵便業」が同16.0%増など9産業で増加しています。

◆設備投資を行った法人企業はわずかに減少、新規リース契約を行った法人企業は微増

設備投資を行った法人企業の割合は21.9%で、前年度差0.3ポイント減となっています。産業別にみると、減少しているのは「運輸業、郵便業(前年度差5.7ポイント減)」「卸売業(同2.6ポイント減)」など6産業でした。

一方、新規リース契約を行った法人企業の割合は12.5%(前年度差0.7ポイント増)で、産業別

にみると、増加しているのは「建設業(同 2.6 ポイント増)」「生活関連サービス業、娯楽業(同 1.7 ポイント増)」など7産業でした。

◆中小企業の社長の就任経緯は「創業者」「親族内での承継」の割合が高い

中小企業の社長の就任経緯別構成比は、「創業者(47.6%)」「親族内での承継(41.4%)」が高くなっています。産業別にみると、「創業者」の割合は「学術研究、専門・技術サービス業(72.1%)」「情報通信業(68.5%)」などで高く、「親族内での承継」は、「製造業(58.1%)」「不動産業、物品賃貸業(56.0%)」などで高くなっています。

また、事業承継の意向は、「今はまだ事業承継について考えていない」が 42.3%と最も高く、次いで「親族内承継を考えている(24.3%)」「現在の事業を継続するつもりはない(23.4%)」の順となっています。

【中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査(令和4年度決算実績)速報を取りまとめました」】

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329008/20240329008.html>

当事務所よりひと言

先日地元の社労士の先生と一緒に早朝ジョギングを敢行しました。

日曜の朝 4:30 に品川駅で待ち合わせをして国道 15 号をひたすら横浜に向けて走りこむ。

大井、大森、蒲田から六郷橋を超え神奈川県に入りそのまま川崎、鶴見、子安。東神奈川を超えて横浜駅に到着。ここまでで約 23 キロを 3 時間ほどで走破しました。

横浜駅から相鉄線に乗り上星川駅近くにある満点の湯で温泉で疲労回復。そして横浜駅電車で戻り居酒屋で酒盛り。その後締めめに横浜家系ラーメンを食べました。これら全て終了してもまだ昼 12 時前。日曜の午前を有効に過ごすことができました。

